

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	令和5年度札幌市ミニ児童会館等管理運営業務
発 注 課	子) 子ども育成部子ども企画課
選 定 事 業 者	公益財団法人 さっぽろ青少年女性活動協会
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>ミニ児童会館等の管理運営については、維持管理のみならず、利用児童への指導を行ううえで、その業務の内容について充分熟知し、青少年の指導に関する専門的な知識、技術及び豊かな実践経験を有する人材やノウハウが必要とされ、さらに施設利用者や地域、学校との長期継続的な信頼関係が重要である。</p> <p>また、ミニ児童会館等は児童会館とともに、札幌市の全ての児童の安全・安心な放課後等の居場所として、児童の健全育成のため多様な交流事業等を実施する必要がある。このため、児童会館とミニ児童会館等は、綿密に連携を図りながら各館の交流事業等を実施するとともに、全館が同じノウハウで同一水準のサービスを提供する必要がある。</p> <p>これらの条件を満たす団体は公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会であり、当該団体は本市の青少年女性を中心とするグループ活動の振興を図るとともに、青少年の健全育成及び女性の社会参加を促進することを目的とした公益財団法人で、これまで長年にわたり児童会館の指定管理者として良好な管理運営を行っており、必要なノウハウや人材を有し、地域や学校との信頼関係を構築している唯一の団体である。</p> <p>以上の理由から、当該業務における契約の性質又は目的が競争入札に適しないと判断し、随意契約といたしたい。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（予定価格100万円超の場合に記入）
決 定 日	令和5年3月8日